## 障害者の在職状況

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第4条の16の規定により、障害者の在職状況を公表します。

NO	項目	R7.8.1 現在
1	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	648.5 人
2	障害者計(法定雇用者数 18.0人)	18.5
3	実雇用率 (法定雇用率 2.80%)	2.85
4	法定雇用障害者数を達成するために採用しなければな らない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数	0.0人